

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

新旧対照表 目次

○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（第一条関係）	1
○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（第二条関係）	4
○南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（第三条関係）	7
○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（第四条関係）	8
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）	9
○瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）（附則第五条関係）	11
○湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（附則第六条関係）	15
○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（附則第六条関係）	16
六条関係）	17
○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律百二十二号）（附則第七条関係）	17

○ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（常時監視）</p> <p>第二十二条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるもの）を除く。</p> <p>第二十四条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるもの）による大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>（公表）</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。</p> <p>2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による大気の汚染の状況を公表しなければならない。</p>	<p>（常時監視）</p> <p>第二十二条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p>
<p>（公表）</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。</p>	

(適用除外等)

第二十七条 (略)

都道府県知事は、第一項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の八又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

(略)

5| 4| 都道府県知事は、第一項に規定するばい煙発生施設

等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十一、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十八条の二 環境大臣は、大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十一条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対

(適用除外等)

第二十七条 この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染及びその防止については、適用しない。

(略)

4| 3| 2|

都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の八又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

(略)

6| 5| 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設

等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十一、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十八条の二 環境大臣は、大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十一条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対

し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることがで
きる。

一・二 (略)

三 第二十二条第一項、第二十三条第二項及び第二十
七条第三項の規定による要請に関する事務

四・六 (略)

(事務の区分)

第三十一条の二 この法律の規定により都道府県が処理
することとされている事務のうち、第五条の二第一項
の規定により処理することとされているもの（指定ば
い煙総量削減計画の作成に係るもの）を除く。）並びに
同条第二項及び第三項、第十五条第三項、第十五条の
二第三項及び第四項並びに第二十二条第一項及び第二
項の規定により処理することとされているものは、地
方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九
項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることがで
きる。

一・二 (略)

三 第二十二条第一項、第二十三条第二項及び第二十
七条第四項の規定による要請に関する事務

四・六 (略)

(事務の区分)

第三十一条の二 この法律の規定により都道府県が処理
することとされている事務のうち、第五条の二第一項
の規定により処理することとされているもの（指定ば
い煙総量削減計画の作成に係るもの）を除く。）並びに
同条第二項及び第三項、第十五条第三項、第十五条の
二第三項及び第四項並びに第二十二条第一項及び第二
項の規定により処理することとされているものは、地
方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九
項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（常時監視）</p> <p>第十五条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用海域及び地下水の水質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。</p> <p>一の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共用海域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（公表）</p> <p>第十七条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に属する公共用海域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。</p> <p>2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用海域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（常時監視）</p> <p>第十五条 都道府県知事は、公共用海域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（公表）</p> <p>第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用海域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。</p>

(適用除外等)

第二十三条 (略)

都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出水若しくは特定地下浸透水又は同項に規定する指定施設から地下に浸透する有害物質を含む水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

都道府県知事は、第一項の表第一号又は第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に対し第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号の上欄に掲げる者に対し第十

(適用除外等)

第二十三条 (略)

都道府県知事は、第二項に規定する特定施設に係る排出水若しくは特定地下浸透水又は同項に規定する指定施設から地下に浸透する有害物質を含む水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

都道府県知事は、第二項の表第一号又は第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に対し第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号の上欄に掲げる者に対し第十

三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一・二 (略)

三 第二十三条第三項の規定による要請に関する事務
四 (略)

(事務の区分)

第二十八条の二 第四条の五第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一・二 (略)

三 第二十三条第四項の規定による要請に関する事務
四 (略)

(事務の区分)

第二十八条の二 第四条の五第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（適用除外等）

2 | 第二十四条
•
3 | （略）

（適用除外等）

第二十四条 この法律の規定は、放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。）及び土壤の汚染並びにそれらの防止のための措置については、適用しない。

3 | 2 |
•
4 | （略）
（略）

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（適用除外）

2 | 第五十二条
（略）
（略）

（適用除外等）

3 | 2 | 第五十二条
（略）
（略）

この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壤の汚染については、適用しない。

		改 正 案			現 行
		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
	備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				
大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九号）	（略）	法律	（略）	法律	
十七号		事務		事務	
この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、第五条の二第一項の規定により処理することとされているもの（指定ばい煙総量削減計画の作成に係るもの）を除く。）並びに同条第二項及び第三項、第十五条第三項、第十五条の二第三項及び第四項並びに第二十二条第一項及び第二項の規定により処理することとされているもの	（略）	事務	（略）	事務	
二十二条第一項及び第二項の規定により処理することとされているもの	（略）	法律	（略）	法律	
二十二条第一項及び第二項の規定により処理することとされているもの		事務		事務	

(略)	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）	(略)
(略)	第四条の五第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)
(略)	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）	(略)
(略)	第四条の五第一項及び第二項、第十五条並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされていいる事務	(略)

改 正 案

現 行

（水質汚濁防止法等の適用関係）

第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十一条第一項から第三項まで及び第二十三条第二項から第四項まで（同法第五条、第七条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一條に係る部分に限る。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十七条第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者で特定地下浸透水（水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水をいう。次項において同じ。）を浸透させない者に係る当該特定施設については、適用しない。

（略）

3 2 前項に規定する者及びこの者に係る当該特定施設についての水質汚濁防止法の規定の適用については、次項の規定によるほか、同法第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「府県知事（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第二項の申請書を提出する府県知事をいう。以下同じ。）」と同法第六条第一項中「排出水を排出し、若しくは特

（水質汚濁防止法等の適用関係）

第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十一条第一項から第三項まで及び第二十三条第三項から第五項まで（同法第五条、第七条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一條に係る部分に限る。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十七条第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者で特定地下浸透水（水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水をいう。次項において同じ。）を浸透させない者に係る当該特定施設については、適用しない。

（略）

3 2 前項に規定する者及びこの者に係る当該特定施設についての水質汚濁防止法の規定の適用については、次項の規定によるほか、同法第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「府県知事（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第二項の申請書を提出する府県知事をいう。以下同じ。）」と同法第六条第一項中「排出水を排出し、若しくは特

定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「前条第一項各号、第二項各号」とあるのは「前条第二項各号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第七条中「第五条又は」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項又は」と、「第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号」とあるのは「第五条第二項第四号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第八条第一項中「都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項」とあるのは「府県知事は、第五条第二項」と、「第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号」とあるのは「同項第四号」と、「排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。））をいう。以下単に「排水基準」という。」に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「又是第五条第一項若しくは第二項」とあるのは「又是同項」と、同法第九条第一項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」と、「第五条第一項中「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」と、「第五条」と、同法第十条中「第五条又は」とあるのは「三項」と、同法第十一条中「第五条又は」とあるのは「

第五条第二項若しくは第三項又は」と、「第五条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号」とあるのは「第五条第二項第一号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十一条第一項及び第二項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十二条第一項中「排水口」とあるのは「排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）」と、「排水基準」とあるのは「排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合には、その排水基準を含む。））をいう。以下単に「排水基準」と、同法第二十三条第二項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」と、「当該特定施設又は指定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「府県知事（第十四条第三項の規定による届出事項に該当する事項の通知にあつては当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請にあつては府県知事）」と、「第八条又是第八条の二」とあるのは「同条」と、同条第四項中

第五条第二項若しくは第三項又は」と、「第五条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号」とあるのは「第五条第二項第一号」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十一条第一項及び第二項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、同法第十二条第一項中「排水口」とあるのは「排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）」と、「排水基準」とあるのは「排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合には、その排水基準を含む。））をいう。以下単に「排水基準」と、同法第二十三条第二項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」と、「当該特定施設又は指定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「府県知事（第十四条第三項の規定による届出事項に該当する事項の通知にあつては当該特定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事）」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請にあつては府県知事）」と、「第八条又是第八条の二」とあるのは「同条」と、同条第五項中

「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請に対して講じた措置の通知にあつては府県知事）」とする。

4
5
6
(略)

「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第八条の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置の要請に対して講じた措置の通知にあつては府県知事）」とする。

4
5
6
(略)

改 正 案	現 行
<p>4 2 (略)</p> <p>3 水質汚濁防止法第二十三条第四項の規定は、前項の規定による要請について準用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>4 2 (略)</p> <p>3 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、前項の規定による要請について準用する。</p>

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用除外等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 水質汚濁防止法第二十三条第四項の規定は、前項の規定による要請について準用する。</p> <p>5（略）</p>	<p>（適用除外等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、前項の規定による要請について準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（環境影響評価法の特例）</p> <p>第七十二条 復興整備事業として行われる第四十六条第二項第四号イに掲げる事業（土地区画整理事業に限る。）又は同号ヘ若しくはワに掲げる事業（鉄道事業法による鉄道並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業に限る。）であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するもの（同法第五十二条第一項に規定する事業を除く。以下この条において「特定復興整備事業」という。）については、次項から第十九項までに定めるところによる。</p> <p>2 19 （略）</p>	<p>（環境影響評価法の特例）</p> <p>第七十二条 復興整備事業として行われる第四十六条第二項第四号イに掲げる事業（土地区画整理事業に限る。）又は同号ヘ若しくはワに掲げる事業（鉄道事業法による鉄道並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業に限る。）であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するもの（同法第五十二条第一項に規定する事業を除く。以下この条において「特定復興整備事業」という。）については、次項から第十九項までに定めるところによる。</p> <p>2 19 （略）</p>